

台風による被災者支援制度のご案内

市では、台風により被災されたみなさんを支援するさまざまな制度を設けています。ぜひご利用ください。

対象要件など詳細についてはお問合せください。

り災証明書の発行

問合先 福祉課 ☎35-3139 広報ID 1009970
商工課 ☎35-3144

◎一般住宅

住宅などの「り災証明書」の発行については、福祉課までお問い合わせください。

◎事業所、店舗併用住宅

事業所などの「り災証明書」の発行については、商工課までお問い合わせください。

水道料・ごみ処理手数料等の減免

問合先 上水道課 ☎35-3149 広報ID 1001119
資源リサイクルセンター ☎35-1244 広報ID 1009971

被災した住宅の清掃など、通常より多く使用した水道料・下水道料を減免します。電話でご相談ください。

災害により発生したごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、家電製品、土砂(資源リサイクルセンターのみ)の4種類に分別したうえで、資源リサイクルセンターまたは久々野クリーンセンターへ搬入してください。処分料は無料です。

各種融資制度

問合先 商工課 ☎35-3144 広報ID 1002793
農務課 ☎35-3141 広報ID 1010064

市や金融機関などでは、市民や事業者のみなさんを対象とした各種融資を実施しています。

災害見舞金制度

問合先 福祉課 ☎35-3139 広報ID 1000268

市では、住宅について半壊程度以上の被災をされた方に災害見舞金を支給する制度があります。

市税、国民健康保険料、 後期高齢者医療保険料、介護保険料、 居宅介護サービス費負担額、 各種保育料の減免

問合先 税務課 ☎35-3136 広報ID 1009961
市民課 ☎35-3137 広報ID 1000593
広報ID 1009976
老年介護課 ☎35-3178 広報ID 1003312
子育て支援課 ☎35-3140 広報ID 1005270

被災者の市税などの減免や徴収猶予などの制度があります(被害の程度に応じて減免の割合などが異なります)

- ◎市税(市民税、固定資産税) ◎国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 ◎介護保険料
- ◎介護保険居宅介護(介護予防)サービス費の負担額 ◎各種保育料

各種証明書取得の手数料の減免

問合先 税務課 ☎35-3136 広報ID 1009964
市民課 ☎35-3496 広報ID 1000373
建築住宅課 ☎35-3159 広報ID 1001079

被災者の各種手続きに必要な証明の手数料を減免します。申請時にお申し出ください。

《災害に関する総合窓口》

被災されたみなさんのお問い合わせや相談をお受けします。

- ◎場所 高山市役所4階 危機管理課 ◎時間 午前8時30分~午後5時15分
- ◎電話 35-3345 32-3333(内2466・2467) ◎メール kikikanri@city.takayama.lg.jp

※土日祝日は、市役所代表電話 32-3333 へご連絡ください。

編集・発行/高山市総務部広報情報課
〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
TEL/0577-32-3333(代)
FAX/0577-32-7000(市長室直通)
FAX/0577-35-3174(広報情報課直通)

E-mail/kouhou@city.takayama.lg.jp
HP/http://www.city.takayama.lg.jp/
携帯用HP/http://mobile.city.takayama.lg.jp/
防災情報などは携帯電話でもご覧いただけます
TEL/0577-35-6000